令和６年度 千葉県鳥獣保護区等位置図（南部地区）

狩猟者登録証の返納／鳥獣の捕獲報告 は3月15日まで

狩猟事故・違反の防止に細心の注意を!!

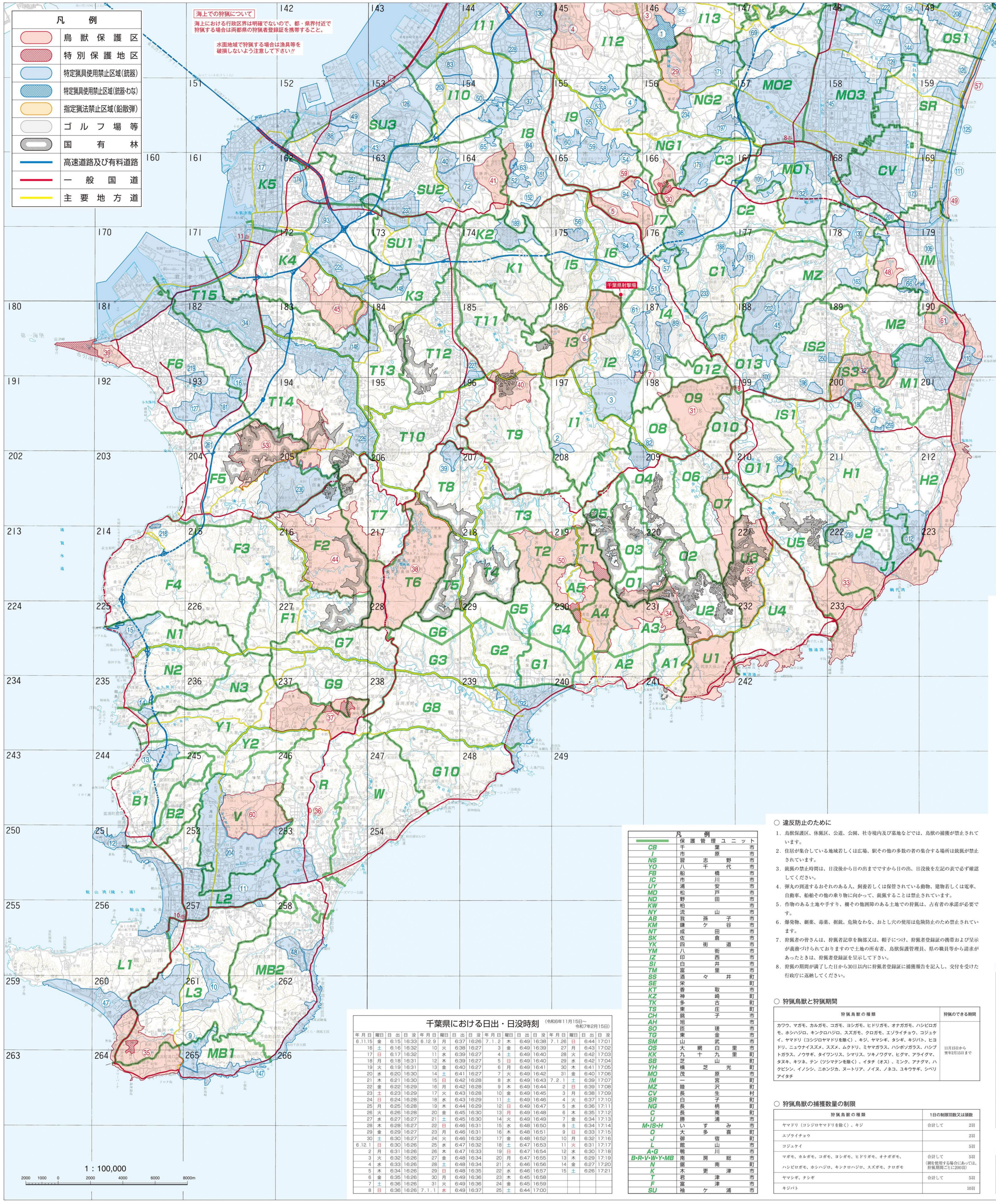

この図面は保護区等の位置を示したものです。万一区域が明確に判別できないときは標識を確認するとともに地元狩猟者又は県出先機関におたずねください。

千葉県内では狩猟期間中も有害鳥獣の捕獲が実施されていますので、狩猟を行う際は十分ご注意ください。

重大事故防止のため、大粒散弾の使用は自粛していただきますよう、御協力をお願いします。

お願い

足輪のついた鳥類を捕獲、拾得されたときは、その場所と足輪のナンバーなどを下記「狩猟についてのおたずね先」へお知らせ下さい。

（令和６年11月1日現在）

□ 国指定鳥獣保護区（1箇所）

※面積( )は特別保護地区

番号	名称	所在地	面積(ha)	期間	記載地図	備考
1	谷津鳥獣保護区	習志野市(谷津干潟)	41(40)	H20.11.1～R10.10.31	北部	

○ 県指定鳥獣保護区（59箇所）

※面積、備考の( )は特別保護地区

番号	名称	所在地	区分	面積(ha)	期間	記載地図	備考
1	千葉市鳥獣保護区	千葉市	身近	2,256	H27.11.1～R7.10.31	北部	
2	印旛沼北部 〃	成田市、印西市、栄町	集団	626	R4.11.1～R14.10.31	北部	
3	市津 〃	市原市	森林	724	H27.11.1～R7.10.31	両方	
4	山倉 〃	市原市	集団	850	H30.11.1～R10.10.31	両方	
5	南総鶴舞 〃	市原市	森林	250	H29.11.1～R9.10.31	南部	
6	加茂 〃	市原市、君津市	森林	1,180	H30.11.1～R10.10.31	南部	
7	月出 〃	市原市	身近	43	R5.11.1～R15.10.31	南部	
8	手賀の丘公園 〃	柏市	身近	34	H29.11.1～R9.10.31	北部	
9	本埜 〃	印西市	身近	807	R5.11.1～R14.10.31	北部	
10	印旛沼西部 〃	佐倉市、印西市、八千代市	集団	825	R6.11.1～R16.10.31	北部	更新
11	大竹 〃	成田市、栄町	森林	556	H28.11.1～R8.10.31	北部	
12	成田市中郷 〃	成田市	森林	996	H27.11.1～R7.10.31	北部	
13	夏目 〃	東庄町、旭市	集団	288(8)	H29.11.1～R9.10.31	北部	
14	九十九里 〃	九十九里町、東金市	身近	165	H27.11.1～R7.10.31	北部	
15	佐原津宮 〃	香取市	集団	611	H28.11.1～R8.10.31	北部	
16	多古町 〃	多古町	森林	1,051	R6.11.1～R16.10.31	北部	更新
17	山田町 〃	香取市	森林	886	R3.11.1～R13.10.31	北部	
18	滝郷 〃	旭市	身近	125	H27.11.1～R7.10.31	北部	
19	白石 〃	銚子市、旭市	森林	91	H27.11.1～R7.10.31	北部	
20	飯高豊和 〃	匝瑳市	森林	366	H28.11.1～R8.10.31	北部	
21	匝瑳市 〃	匝瑳市	森林	164	R5.11.1～R15.10.31	北部	
22	香取神宮 〃	香取市	森林	249	H29.11.1～R9.10.31	北部	
23	山武・成東 〃	山武市	森林	1,041	R4.11.1～R14.10.31	北部	
25	愛宕山 〃	山武市	身近	47	R6.11.1～R16.10.31	北部	更新
26	佐倉市鏑木 〃	佐倉市	身近	11	H29.11.1～R9.10.31	北部	
27	雄蛇ヶ池 〃	東金市、大網白里市	身近	128	R6.11.1～R16.10.31	北部	更新
28	花見川 〃	千葉市	身近	125	H29.11.1～R9.10.31	北部	
29	長柄町 〃	長柄町、市原市	森林	755	H30.11.1～R10.10.31	南部	
30	笠森 〃	長南町、長柄町、市原市	森林	340(34)	H28.11.1～R8.10.31	南部	
31	大多喜 〃	大多喜町、市原市	森林	1,200	H27.11.1～R7.10.31	南部	
32	国吉 〃	いすみ市	身近	820	R6.11.1～R16.10.31	南部	更新
33	夷隅 〃	御宿町、いすみ市、勝浦市	森林	5,646	R4.11.1～R14.10.31	南部	
34	天津 〃	鴨川市、大多喜町、勝浦市	森林	1,134	H28.11.1～R8.10.31	南部	
35	神戸 〃	館山市、南房総市	森林	1,017(41)	R6.11.1～R16.10.31	南部	更新
36	石堂 〃	南房総市	身近	3	H28.11.1～R8.10.31	南部	
37	嶺岡山 〃	鴨川市、南房総市	森林	1,170(82)	H27.11.1～R7.10.31	南部	
38	三島 〃	君津市	森林	1,864	R2.11.1～R12.10.31	南部	
39	富津岬 〃	富津市	森林	288(131)	R6.11.1～R16.10.31	南部	更新
40	久留里 〃	君津市	森林	640	H27.11.1～R7.10.31	南部	
41	平岡 〃	市原市、袖ケ浦市	森林	590	H27.11.1～R7.10.31	南部	
43	船橋 〃	船橋市	身近	31	H30.11.1～R10.10.31	北部	
44	高宕山 〃	君津市、富津市	森林	2,485	H30.11.1～R10.10.31	南部	
45	木更津 〃	木更津市	身近	825	H30.11.1～R10.10.31	南部	
46	土気 〃	千葉市	身近	7	R1.11.1～R11.10.31	北部	
47	行徳 〃	市川市	集団	56	R1.11.1～R11.10.31	北部	
48	大欠池 〃	一宮町	森林	235	R1.11.1～R11.10.31	南部	
49	一宮川河口 〃	一宮町、長生村	集団	90	R2.11.1～R12.10.31	南部	
50	清澄山 〃	鴨川市、君津市	森林	2,348(131)	H29.11.1～R9.10.31	南部	
51	手賀沼 〃	我孫子市、柏市	集団	475	R5.11.1～R15.10.31	北部	
52	総野 〃	勝浦市、大多喜町	森林	1,997	H30.11.1～R10.10.31	南部	
53	鬼泪山 〃	君津市、富津市	森林	1,475	R5.11.1～R15.10.31	南部	
54	若松 〃	千葉市	身近	30	R5.11.1～R15.10.31	北部	
56	高津 〃	八千代市	身近	2	H30.11.1～R10.10.31	北部	
57	南白亀川河口 〃	白子町	集団	97	R4.11.1～R14.10.31	南部	
58	飯塚 〃	匝瑳市	身近	45	H27.11.1～R7.10.31	北部	
59	内田 〃	市原市	身近	20	H29.11.1～R9.10.31	南部	
60	三芳 〃	南房総市	森林	1,013	R2.11.1～R12.10.31	南部	
61	椎木堰・中原堰 〃	一宮町、いすみ市	森林	428	R3.11.1～R13.10.31	南部	
62	銚子 〃	銚子市	集団	964	R4.11.1～R14.10.31	北部	

○ 特定猟具使用禁止区域（銃器）（226箇所）

番号	名称	所在地	面積(ha)	期間	記載地図	備考
1	東葛飾・市川船橋浦安沖 特定猟具使用禁止区域(銃器)	市川市、船橋市、松戸市、野田市、柏市、流山市、我孫子市、鎌ケ谷市、浦安市、印西市	52,072	H29.11.1～R9.10.31	北部	
2	梅ケ瀬 〃	市原市	41	R6.11.1～R16.10.31	南部	再指定
3	国本 〃	市原市	530	R4.11.1～R14.10.31	南部	
4	新巻 〃	市原市	60	R6.11.1～R16.10.31	南部	再指定
252	八街西 〃	八街市	340	R4.11.1～R14.10.31	北部	
253	酒々井 〃	酒々井町	78	R5.11.1～R15.10.31	北部	
254	上砂 〃	八街市	17	R5.11.1～R15.10.31	北部	
255	富里市日吉倉地区 〃	富里市、成田市	23	R6.11.1～R16.10.31	北部	再指定
257	東庄町栗野 〃	東庄町	42	R6.11.1～R16.10.31	北部	再指定
258	栄町安食・北 〃	栄町	65	H29.11.1～R9.10.31	北部	
259	佐室・高谷 〃	いすみ市	17	H29.11.1～R9.10.31	南部	
260	金谷郷 〃	大網白里市	2	R1.11.1～R11.10.31	北部	
261	含富里堰 〃	富津市	0.4	R1.11.1～R11.10.31	南部	
262	本矢作 〃	香取市	298	R2.11.1～R12.10.31	北部	
263	迎田・片又木 〃	市原市	96	R5.11.1～R15.10.31	南部	

特定猟具使用禁止区域（銃器・わな）（1箇所）

番号	名称	所在地	面積(ha)	期間	記載地図	備考
1	市原市犬成・古都辺 特定猟具使用禁止区域(銃器・わな)	市原市、長柄町	363	H29.11.1～R9.10.31	南部	

○ 指定猟法禁止区域（鉛散弾）（1箇所）

番号	名称	所在地	面積(ha)	期間	記載地図	備考
1	与田浦 指定猟法禁止区域(鉛散弾)	香取市	245	R3.11.1～R13.10.31	北部	

〔注意事項〕

◎ 千葉県では、キツネ、ヤマドリの雌、キジの雌の捕獲が禁止されていますので捕獲しないでください。
また、ヤマドリの雄は1月16日から2月15日までの期間、捕獲が禁止されています。

◎ H12から、香取市与田浦地域での銃猟は、鉛散弾が使用できませんので注意してください。銃猟に際しては、狩猟地図及び現地の標識を十分に確認してください。

◎ 同時に31個以上のわなを使用する方法、とらばさみ及び規定の標識を付けない網又はわなを使用する方法で狩猟することができません。違反すると罰則がありますので注意してください。

◎ 「囲いわな」は法定猟具のため、使用する場合は狩猟者登録が必要となります。（例外規定有り）

○禁止されている捕獲等（捕獲又は殺傷をいう。以下同じ。）方法

1. ユキウサギ及びノウサギ以外の狩猟鳥獣を捕獲等するため、はり網を使用する方法。（人が操作することによってはり網を動かして捕獲等する方法を除く。）
2. 口径の長さが10番の銃器又は、これより口径の長い銃器を使用する方法。
3. 飛行中の飛行機若しくは運行中の自動車又は5ノット以上の速力で航行中のモーターボートの上から銃器を使用する方法。
4. 構造の一部として3発以上の実包を充てんすることのできる弾倉のある散弾銃を使用する方法。
5. 装薬銃であるライフル銃（ヒグマ、ツキノワグマ、イノシシ及びニホンジカにあっては、口径の長さが5.9ミリメートル以下のライフル銃に限る。）を使用する方法。（千葉県では、ライフル銃の使用は禁止されています。）
6. 空気散弾銃を使用する方法。
7. 同時に31個以上のわなを使用する方法。
8. 鳥類並びにヒグマ及びツキノワグマを捕獲等するため、わなを使用する方法。
9. イノシシ及びニホンジカの捕獲等をするため、くくりわな（輪の直径が12センチメートルを超えるもの（※）、締付け防止金具が装着されていないもの、よりもどしが装着されていないもの又はワイヤーの直径が4ミリメートル未満であるものに限る。）、おし又はとらばさみを使用する方法。　※平成29年度の狩猟期から、「足くくりわなに限り輪の直径が15センチメートルを超えるものは禁止」と変更。
10. ヒグマ、ツキノワグマ、イノシシ及びニホンジカ以外の獣類の捕獲等をするため、くくりわな（輪の直径が12センチメートルを超えるもの、締付け防止金具が装着されていないものに限る。）、おし又はとらばさみを使用する方法。
11. つりばり、とりもち、矢を使用する方法。
12. 犬に咬みつかせることのみにより捕獲等をする方法又は犬に咬みつかせて狩猟鳥獣の動きを止め若しくは鈍らせ、法定猟法以外の方法により捕獲等をする方法。
13. キジ笛を使用する方法。
14. テープレコーダー等電気音響機器を使用してヤマドリ、キジを捕獲等する方法。
15. かすみ網を使用する方法。
16. 住所、氏名、知事名、登録年度及び登録番号を縦横1センチメートル以上の文字で記載した金属又はプラスチック製の標識を、使用する猟具ごとに見やすい場所に表示していない網又はわなを使用する方法。

○ 違反防止のために

1. 鳥獣保護区、休猟区、公道、公園、社寺境内及び墓地などでは、鳥獣の捕獲が禁止されています。
2. 住居が集合している地域若しくは広場、駅その他の多数の者の集合する場所は銃猟が禁止されています。
3. 銃猟の禁止時間は、日没後から日の出までですから日の出、日没後を左記の表で必ず確認してください。
4. 弾丸の到達するおそれのある人、飼養若しくは保管されている動物、建物若しくは電車、自動車、船舶その他の乗り物に向かって、銃猟することは禁止されています。
5. 作物のある土地や手すり、柵その他囲障のある土地での狩猟は、占有者の承諾が必要です。
6. 爆発物、劇薬、毒薬、据銃、危険なわな、おとし穴の使用は危険防止のため禁止されています。
7. 狩猟者の皆さんは、狩猟者記章を胸部又は、帽子につけ、狩猟者登録証の携帯および呈示が義務づけられておりますので土地の所有者、鳥獣保護管理員、県の職員等から請求があったときは、狩猟者登録証を呈示して下さい。
8. 狩猟の期間が満了した日から30日以内に狩猟者登録証に捕獲報告を記入し、交付を受けた行政庁に返納してください。

○ 狩猟鳥獣と狩猟期間

狩猟鳥獣の種類	狩猟のできる期間
カワウ、マガモ、カルガモ、コガモ、ヨシガモ、ヒドリガモ、オナガガモ、ハシビロガモ、ホシハジロ、キンクロハジロ、スズガモ、クロガモ、エゾライチョウ、コジュケイ、ヤマドリ（コシジロヤマドリを除く）、キジ、ヤマシギ、タシギ、キジバト、ヒヨドリ、ニュウナイスズメ、スズメ、ムクドリ、ミヤマガラス、ハシボソガラス、ハシブトガラス、ノウサギ、タイワンリス、シマリス、ツキノワグマ、ヒグマ、アライグマ、タヌキ、キツネ、テン（ツシマテンを除く）、イタチ（オス）、ミンク、アナグマ、ハクビシン、イノシシ、ニホンジカ、ヌートリア、ノイヌ、ノネコ、ユキウサギ、シベリアイタチ	11月15日から翌年2月15日まで

○ 狩猟鳥獣の捕獲数量の制限

狩猟鳥獣の種類	1日の制限羽数又は頭数
ヤマドリ（コシジロヤマドリを除く）、キジ	合計して 2羽
エゾライチョウ	2羽
コジュケイ	5羽
マガモ、カルガモ、コガモ、ヨシガモ、ヒドリガモ、オナガガモ、ハシビロガモ、ホシハジロ、キンクロハジロ、スズガモ、クロガモ	合計して 5羽（網を使用する場合にあっては、狩猟期間ごとに200羽）
ヤマシギ、タシギ	合計して 5羽
キジバト	10羽

○ 狩猟についてのおたずね先（図中※印）

番号	名称	所在地	電話番号
1	環境生活部自然保護課	千葉市中央区市場町1-1	043(223)2972
2	葛南地域振興事務所	船橋市本町1-3-1 フェイス7階	047(424)8092
3	東葛飾地域振興事務所	松戸市小根本7	047(361)4048
4	印旛地域振興事務所	佐倉市鏑木仲田町8-1	043(483)1447
5	香取地域振興事務所	香取市佐原イ92-11	0478(54)7505
6	海匝地域振興事務所	旭市ニ1997-1	0479(64)2825
7	山武地域振興事務所	東金市東新宿1-11	0475(55)3862
8	長生地域振興事務所	茂原市茂原1102-1	0475(26)6731
9	夷隅地域振興事務所	夷隅郡大多喜町猿稲472-2	0470(82)2451
10	安房地域振興事務所	館山市北条402-1	0470(22)8711
11	君津地域振興事務所	木更津市貝渕3-13-34	0438(23)2285

○ 狩猟鳥獣の捕獲禁止

鳥獣の種類	猟法	区域	期間
ヤマドリの雌及びキジの雌	－	全国(その捕獲を目的に含む放鳥獣猟区の区域を除く。)の区域	令和4年9月15日から令和9年9月14日まで
ヤマドリの雄	－	千葉県下一円	1月16日から2月15日まで(令和11年まで)
キツネ	－	千葉県下一円	令和6年11月1日から令和11年10月31日まで

千葉県における日出・日没時刻

1 : 100,000

「この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分1地形図を使用した。（承認番号　令元情使、第490号）」

調製 千葉市花見川区幕張町三の七七〇九 内外地図株式会社 (電)〇四三－二七三－八一一一番代表

千葉県